

# IGC コードの適用を受けない貨物の設計圧力に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

## 改正事項

IGC コードの適用を受けない貨物の設計圧力に関する事項

## 改正理由

液化ガスばら積船に対する要件を定めた IGC コードは、37.8℃における蒸気圧が 0.28MPa (絶対圧) を超える液体を貨物としてばら積運送する場合に適用されるが、そのうち、未査定の物質については、IMO による査定の上、IGC コードの適用要否が決定される。IACS 統一解釈 (UI) GC7 では、査定の結果、IGC コードを適用する必要が無いとされた貨物を積載する場合の、独立型タンクタイプ C の設計圧力について規定している。

IACS は、2014 年 5 月に採択された IGC コードの全面改正にあわせ、改正 IGC コードと整合するよう UI GC7 の見直しを行い、IGC コードの参照番号及び一部の表現等を修正し、2016 年 6 月に UI GC7(Rev.1)として採択した。

現在のところ、IGC コードを適用する必要が無いと査定された物質は存在せず、UI GC7(Rev.1)の適用対象は存在しないが、今後、そのような物質が現れる可能性を考慮し、UI GC7(Rev.1)を取り入れるべく、関連規定を改めた。

## 改正内容

IGC コードの適用を受けない物質を運送する独立型タンクタイプ C の設計圧力を規定した。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N4.23.1